七八九―船員となろうとする者に関して就職促進手当の日額の算定に当たり、国土交通大臣が収入の一日分に相当する額から控除する額を定める件　二九　164　三〇
○観光庁
一〇　旅行業法の規定に基づく登録事項の変更の件　一　六　九
一一　〃　一三　七
一二　〃　二八　七
○海上保安庁
二三　航路標識に関する件　七　五
二四　**○環境省**
五七　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があった件　二〇　三
五八　磐梯朝日国立公園の公園計画を変更する件　二七　六
○原子力規制委員会
四　原子力災害対策特別措置法第六条の二第一項の規定に基づき、原子力災害対策指針を改正したので、同条第三項の規定に基づき、公示する件　二一　四
○防衛省
一七八　アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、新規提供が決定された件　一　六
一七九　海上における射撃訓練を実施する件　八　八
一八〇　海上自衛隊の使用する船舶の信号符字を付与する件　一一　四
一八一―海上における射撃訓練を実施する件　一四　七
一八四　自衛隊の特定行事及び入場料の額を定める件　一九　七
一八五　海上における水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件　二五　六
一八六　海上における水上標的に対する射撃訓練を実施する件　二五　六
一八七　海上における射撃訓練を実施する件　二五　六
一八八―海上における水上標的に対する射撃訓練を実施する件　二五　六
一九一　海上における射撃訓練を実施する件　二五　六
一九二　〃　二七　六
一九三　〃　二七　六
一九四　〃　二七　六
一九五　アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用、追加提供及び新規提供が決定された件　二七　六
○東北地方整備局
七七　道路に関する件　八　八
七八　〃　一五　九
七九　〃　二二　九
八〇　〃　二六　三
○関東地方整備局
二一一　道路に関する件　一　143　五二
二一二　〃　四　六
二一三　〃　四　六
二一四　〃　一二　八
二一五　都市計画に関する件　一三　九
二一六　都市計画に関する件　一三　九
二一七―道路に関する件　一五　九
二二〇　都市計画に関する件　二二　九
二二一　〃　二五　七
○北陸地方整備局
五五　浄化槽の型式を認定した件　一一　四
○中部地方整備局
五六　道路に関する件　二九　六
五七　道路に関する件　二九　六
七四　道路に関する件　一　143　五三
七五　〃　二五　七
七六　〃　二六　三
○近畿地方整備局
一〇一　道路に関する件　四　六
一〇二　〃　五　四
一〇三　〃　一二　八
一〇四　〃　二〇　三
○中国地方整備局
七三　道路に関する件　五　四
七四　〃　一一　四
七五　〃　一五　六
七六　〃　一五　六
○四国地方整備局
七七　〃　二九　七
八七　道路に関する件　一五　六
八八　〃　二五　七
八九　〃　二九　七
○九州地方整備局
七八　長崎県五島市沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において国土交通大臣が徴収する占用料又は土砂採取料の額を定める告示の一部を改正する告示　一　143　五三
七九　道路に関する件　五　四
八〇　〃　五　四
八一　土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件　六　三
八二　都市計画に関する件　一一　四
八三　道路に関する件　一三　九
八四　〃　一三　九
八五　〃　二〇　三
八六　〃　二〇　三
八七　〃　二五　七
八八　〃　二九　七
○北海道開発局
一一二―道路に関する件　一　143　五五
一一三　一級河川沙流川水系平取ダムにおける河川区域指定に関する件　一　143　五七
一一四―道路に関する件　八　八
一一七―道路に関する件　八　八
一一八〇―　〃　一五　六
一二一―　〃　二九　七
○最高裁判所
五　最高裁判所の裁判官たる皇室会議の議員の補欠者を決定した件　二〇　三
六　最高裁判所の裁判官たる皇室会議の議員の予備議員の補欠者を決定した件　二〇　三
○東京都公安委員会
二三六　盗品売買等防止団体の公示事項の一部に係る変更の届出があった件　二一　八
○岐阜県公安委員会
七　特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示　五　五
○愛知県公安委員会
五　特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示　五　五
○三重県公安委員会
一八　特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示　五　五
○京都府公安委員会
一〇一　特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示　五　五
一三二　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三条の規定に基づき暴力団を指定する件　二五　八